

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年十一月十四日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（修正数値図化）

二 測量の地域 奈良市（西部平地）

三 測量の期間 令和七年十月三十日から令和八年二月二十八日まで